

# 予期しない死亡が発生したときの遺族への説明(例)

## 1. 医療事故調査制度の概要

- ・平成27年10月1日より、原因のわからない患者さんの死亡については、第三者を交えて院内で検討のうえ、第三者機関である「医療事故調査・支援センター」に報告することが法律で定められました。
- ・この制度は、予期せず起こった患者さんの死因を究明し、医療の安全を確保することを目的に開始されたものです。

## 2. 臨床経過と事故の状況

- ・当院〇〇科（診療科）におきましては、〇〇様（患者さん）の〇〇（疾患等）に対して、〇年〇月頃から経過をフォローしており、〇月〇日には〇〇（手術・投薬・処置等）を行いました。〇月〇日〇時頃、お亡くなりになりました。
- ・推定される死因としましては、〇〇や〇〇が挙げられますが、今回お亡くなりになることは予期しておりませんでした。また、当院が提供した医療が〇〇様が亡くなられた原因の一つである可能性も、現時点では完全に否定することができません。

## 3. 同意事項

- ・当院といたしましては、先程ご説明いたしました「医療事故調査・支援センター」に報告のうえ、〇〇様の死因を究明するために、調査を行うことと致しましたので、ご理解・ご協力くださいますようお願い致します。
- ・なお、死因の究明のためには、病理解剖や死亡時画像診断（A i）が大変重要になります。
- ・解剖には抵抗があるというお気持ちもあるかと思いますが、一般的に、「解剖では疾病の7割と外傷の3割、A iでは外傷の7割と疾病の3割がそれぞれわかる」とも言われています。可能な限り正確に〇〇様の死因を究明するため、是非病理解剖にご同意を頂きたく存じます。

## 4. 調査計画

- ・調査については、「愛知県医師会剖検システム」を利用し、当番の大学にて病理解剖を行います。
- ・その間に並行して院内で検討を行い、診療録や検査データを確認し、提供した医療の疑問点、問題点等を整理します。
- ・病理解剖の結果が通知されましたら、その結果を踏まえて、改めて愛知県医師会等、厚生労働省が定めた医療事故調査支援団体に支援を依頼し、検討を行います。
- ・調査の結果が出ましたら、ご遺族に対して説明をさせていただきます。

## 5. 注意事項

- ・なお、病理解剖を含め、複雑な死因の究明には相当の時間を要します。場合によっては、半年～1年以上の時間を要することになりますので、ご承知置き頂きたく存じます。
- ・先程、推定される死因等、現時点でわかる範囲の説明をさせていただきましたが、調査の結果によっては内容が変わる可能性があります。
- ・また、調査によって死因を確実に究明できるとは限りませんので、その点については予めご承知置き頂きたく存じます。